

ペットフードの衛生管理マニュアル

- このマニュアルは、安全なペットフードを製造するために重要な衛生管理についてまとめたものです。
- 基本的事項を載せていますので、みなさんの工場での作業に合わせて、工夫して使ってください。

平成26年8月

平成30年2月改訂

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

目次

1. 全般的な注意事項
2. 施設の衛生管理
3. 製造用の機械器具の管理
4. 従業員の衛生管理
5. 原材料の取り扱い
6. 製造工程
7. 輸送
8. 従業員の知識習得
9. 事故発生時の対応



1. 全般的な注意事項

- 日常的に衛生管理を実施しましょう
- 清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、手順書を作成しましょう
- 洗浄や消毒の方法が有効であるか必要に応じて見直しましょう
- 施設、設備、人的能力等に応じた受注管理をしましょう

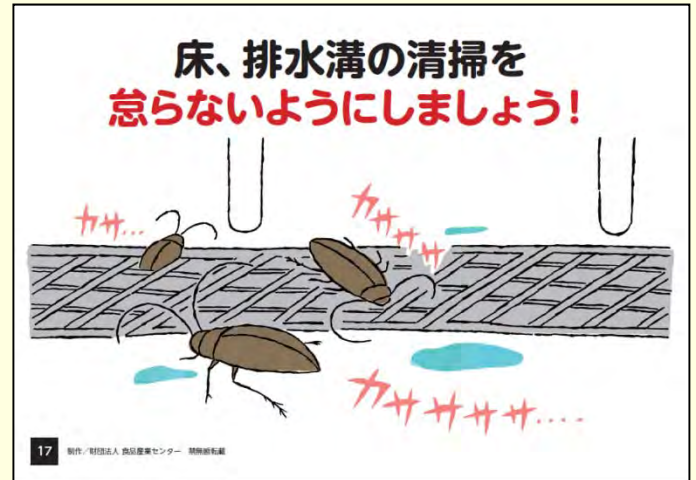
日常の管理チェック表の例

点検項目	日付	チェック	備考
1. 全般的な注意事項	—	—	—
(1) 清掃、洗浄及び消毒が手順書どおりに実行されている			
(2) 施設、設備、人的能力等に応じた受注管理がなされている			
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
2. 施設の衛生管理	—	—	—
(1) 工場内に不要な物品が置かれていない			
(2) 廃棄物や排水の処理が適切に行われている			
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
3. 製造用の機械器具の管理	—	—	—
(1) 機械器具は、定期的に保守点検が行われている			
(2) 機械器具の洗浄は適切に行われている			
(3) 洗浄剤等は製品へ混入しないよう管理されている			
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

2. 施設の衛生管理

- 定期的に清掃しましょう
- 工場内に不必要な物品を置かないようにしましょう
- 工場内の採光や換気を行い、かび・細菌の増殖を抑えるような温度、湿度の管理をしましょう
- 鼠や害虫対策を実施しましょう
- 廃棄物や排水の処理を適切にしましょう

具体例



3. 製造用の機械器具の管理

- 機械器具は、定期的に保守点検をしましょう
- 機械器具の故障や破損は、速やかに補修しましょう
- 機械器具の洗浄に使用する洗剤は、適切な方法で使用しましょう
- 洗浄剤、消毒剤等の取扱いに注意し、製品への混入を防止しましょう
- 清掃用具は、使う度に洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管しましょう

具体例



破損した機器の破片がペットフードに混入し、異物混入事故を引き起こした事例があります。

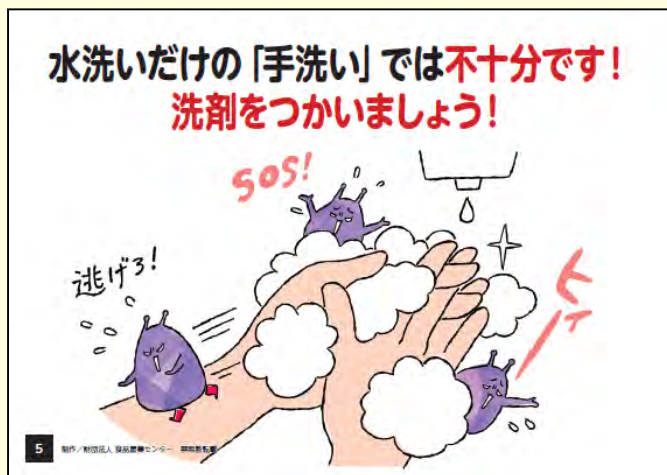
製造機器の故障や破損はすぐに修理しましょう。



4. 従業員の衛生管理

- 各作業場には、その作業を行う従業員以外は入らないようにしましょう
- 清潔な作業着、帽子、マスクを正しく着用しましょう
- 作業場内では専用の履物を履きましょう
- 腕時計、ヘアピン等を作業場内に持ち込まないようにしましょう
- 爪を短く切り、マニキュア等はつけないようにしましょう
- 作業前や生鮮原材料を扱った後は、必ず手洗いや消毒をしましょう

具体例



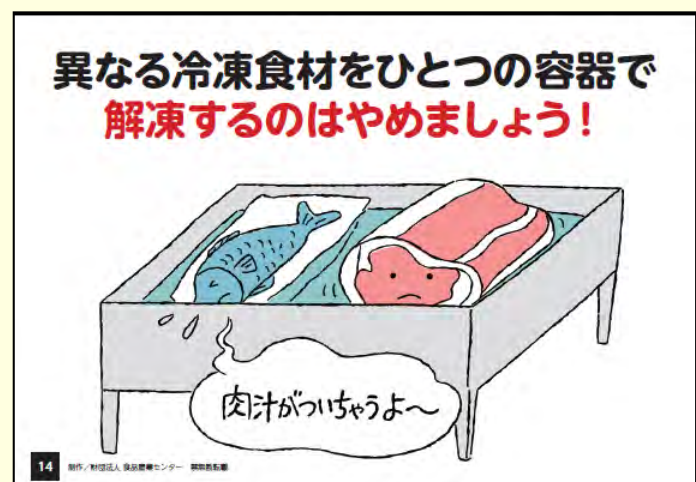
海外では、原料を扱う従業員が着替えや手洗いが不十分なまま包装工程エリアに出入りし、サルモネラ汚染事故が起きてしまった事例があります。



5. 原材料の取り扱い

- 衛生的な原材料を使用しましょう
- 原材料受け入れ時には、規格基準等への適合を確認し、記録しましょう
- 原材料は、先入れ、先出し等で期限内に使用しましょう
- 原材料に異物、じん埃、化学物質等が混入しないよう管理しましょう
- 原材料の特性に合わせ、冷蔵や冷凍等、適切な温度で保存しましょう
- 未加工の原材料は、加工済みの原材料や製品と分けて保存しましょう
- 分割、細切された原材料は、異物の混入がないか確認しましょう

具体例

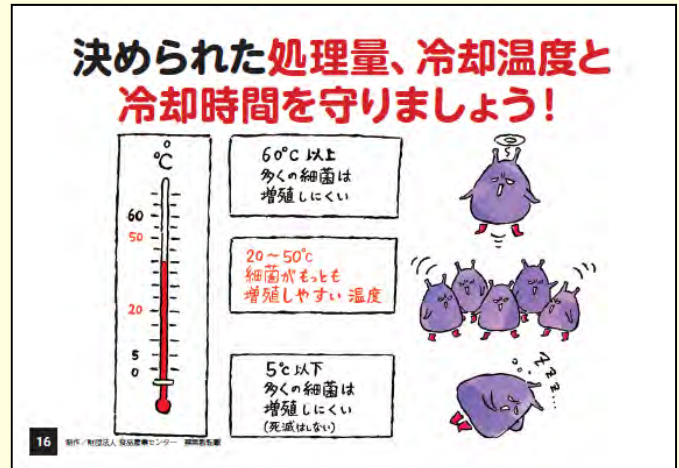
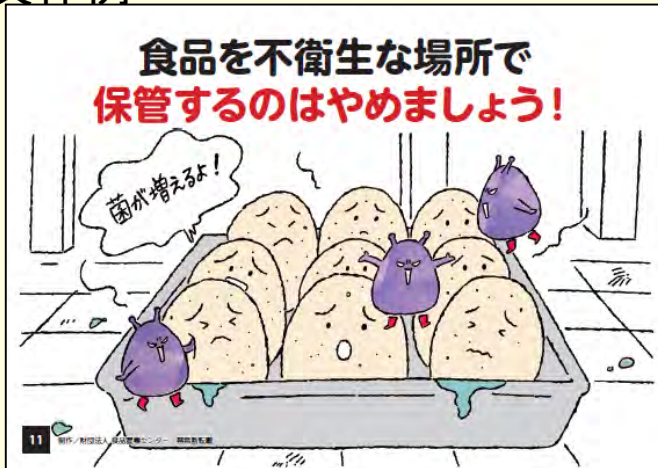


※ネギ類はペットが中毒を起こす恐れがありますので、ペットフードに使用してはいけません。

6. 製造工程

- 器具は、洗浄、消毒を行い清潔にしましょう
- 未加熱の原材料に使った器具は、次に使う前に洗浄、消毒しましょう
- 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用等の工程は、衛生管理に特に重要なため、しっかり工程管理を行いましょう
- 原材料、製品をロット毎に管理し、記録しましょう
- 製品毎に原材料、加工の手順等を記載した説明書を作成しましょう

具体例



7. 輸送

- 車両、コンテナ等は、洗浄や消毒を行い、清潔にしましょう
- 製品と製品以外を混載する場合には、貨物の区分けをしましょう

8. 従業員の知識習得

- 製造現場には、現場責任者を配置しましょう
- 現場責任者は「ペットフード安全管理者認定制度」「ペットフードの表示に関する講習会」等の講習会を活用し、必要な知識習得に努めましょう
- 従業員に教育の機会を設け、研修等で得た知識を伝えましょう

「ペットフード安全管理者認定制度」は、ペットフード安全法を推進するための認定制度です。ペットフード安全法や安全なペットフードの製造等について学ぶことができます。

(<http://www.petfood.or.jp/examination/>)

「ペットフードの表示に関する講習会」は、ペットフード公正取引協議会が開催する講習会です。適正な表示について学ぶことができます。

(<http://www.pffta.org/index.html>)

9. 事故発生時の対応

- 製品が原因でペットの健康被害が起きたと判断される場合には、地方農政局等のペットフード担当者に直ちに連絡しましょう
- 事故の際に迅速に回収できるよう、回収方法等の手順を定めましょう
- 回収時には、消費者への注意喚起のため、情報の公表を心がけましょう
- 日頃より、消費者に対する丁寧な情報提供や説明に努めましょう



おわりに

このマニュアルは、工場のみなさんの研修資料の一部としたり、一部を工場に貼る等して、ご活用ください。

多くの方にとって、ペットは家族の一員です。
安全・安心なペットフードを製造しましょう。

なお、ペットフードの種類ごとの製造管理の注意点がより詳しく載っている「ペットフードの適正製造マニュアル」もご活用ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood>

農林水産省のホームページで「ペットフード 安全関係」を検索

